

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

適職に就くために必要な資格等を取得するため、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。

雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる方には、その支給額との差額を支給します。

支給対象者

市内に住所があり、20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、以下の要件を全て満たしている方

- ①自立を図るための活動を行っている方
- ②教育訓練講座の受講が、適職に就くために必要と認められる方
- ③過去に当該給付金を受給していない方

対象講座

雇用保険法に基づく教育訓練給付の指定教育訓練講座が対象

- ①一般教育訓練講座
- ②専門実践教育訓練講座
- ③特定一般教育訓練講座



対象講座の検索はこちらから

→<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

(教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム)

支給金額

支給割合

- ・雇用保険制度から給付金の支給を受けることができない方
→要した経費の60%
 - ・雇用保険制度から給付金の支給を受けることができる方
→要した経費の60% (上記から支給される額を差し引いた額)
- ※支給額が12,000円未満の場合は対象となりません。
※要した経費とは入学料及び授業料に限ります。

支給上限

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ①一般教育訓練講座 | 200,000円 |
| ②専門実践教育訓練講座 | 1,600,000円 (修業年数×400,000円) |
| ③特定一般教育訓練講座 | 200,000円 |

事前相談

講座の申し込み前に必ず事前相談を受けてください(必須)。

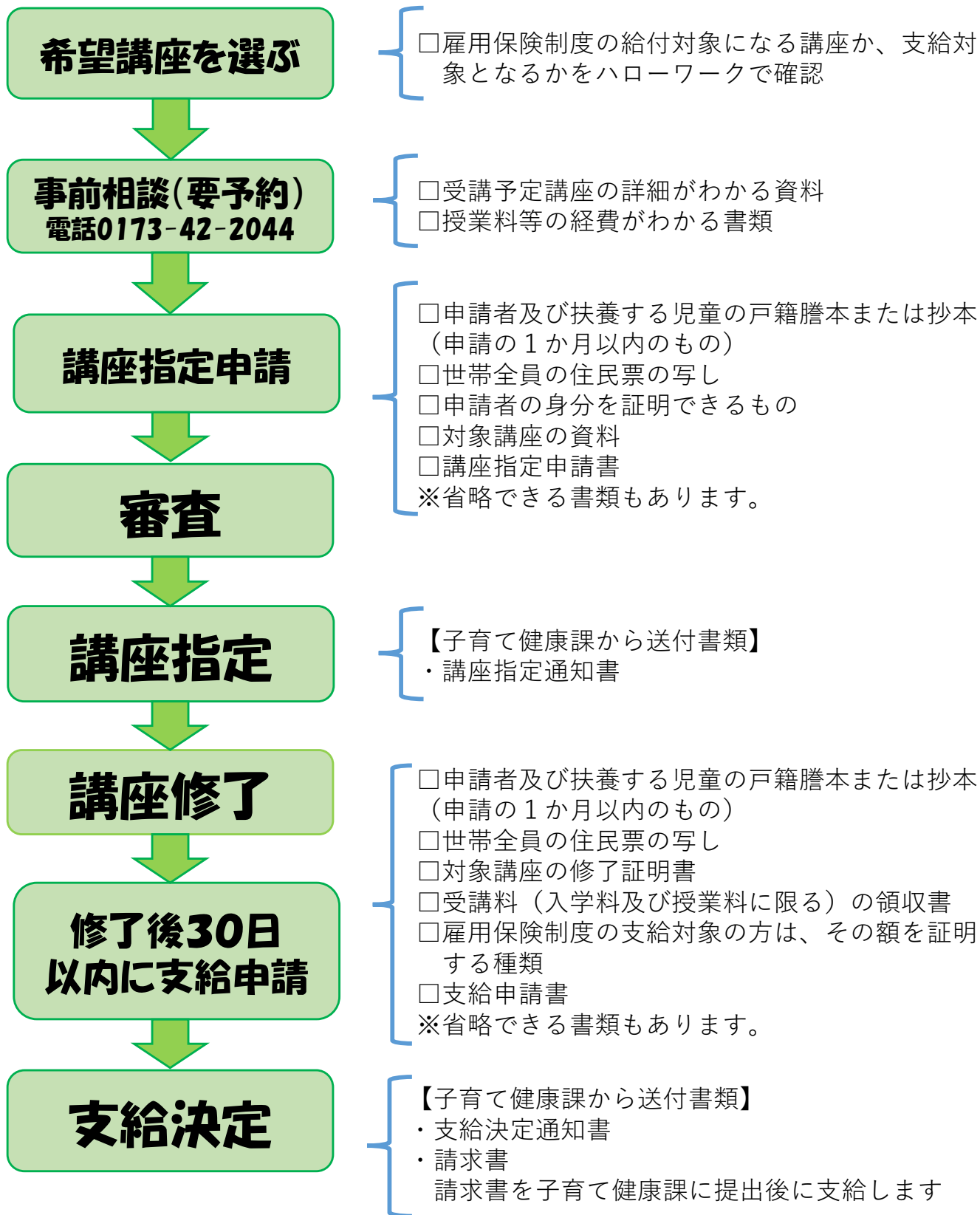
- ・電話で予約をお願いします。
- ・対象資格や受給要件等の確認があります。

予約・お問い合わせ先

つがる市役所 子育て健康課 (電話 0173-42-2044)

裏面もご確認ください。

申請手続きの流れと請求手続き



【注意】

- ① 受講途中で支給要件に該当しなくなった場合は給付金の支払いはできません。
- ② 不正な手段より支給を受けた場合は支給額全額を返還していただきます。